

倉敷市婚活支援事業企画及び運営業務 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の目的

高梁川流域圏において、独身男女の結婚のきっかけとなる出会いと交流の場を提供し、また、婚活を行ううえで必要なスキルを身に付けるためのセミナーを実施することにより、少子化の要因となる未婚化・晩婚化に対する取り組みを行い、高梁川流域圏に定住する人口の増加につなげていくとともに、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 倉敷市婚活支援事業企画及び運営業務
- (2) 履行場所 高梁川流域圏内
※高梁川流域圏とは、倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市の区域をいう。
- (3) 履行期間 委託契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添「倉敷市婚活支援事業企画及び運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額 2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年3月26日（水）
- (2) 参加申込の受付締切日 4月 4日（金）17時15分
- (3) 質問締切日 4月 4日（金）17時15分
- (4) 質問回答（ホームページに掲載） 4月 8日（火）
- (5) 提案書提出締切日 4月28日（月）17時15分
- (6) プレゼンテーション審査 5月 8日（木）（予定）
- (7) 審査結果通知日 5月 9日（金）（予定）
- (8) 契約の手続き 5月12日（月）以降

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。
- (4) 本業務に関し、各種法令に基づく必要な許可、認可、免許等を受けていること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先が当該許認可等を受けていること。）
- (5) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人やシルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であり、かつ、宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 賦課されているすべての税（国税、都道府県税、市区町村税）を滞納していないこと。
- (7) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (8) 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。
- (9) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。

7 プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間
令和7年3月26日（水）から令和7年4月4日（金）17時15分まで
- (2) 交付方法
倉敷市公式ホームページ内のプロポーザル案内ページから様式をダウンロードすること。

8 参加申込手続

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し、「6 参加資格」の要件を満たす者は、次のとおり提出期限までに参加申込手続を行うこと。

- (1) 参加申込書の提出期限
令和7年4月4日（金）17時15分まで
- (2) 提出方法
電子メール（PDFデータを添付）
 - ・メール件名は次のとおりとする。
「【参加申出書提出】令和7年度 倉敷市婚活支援事業企画及び運営業務」
 - ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
 - ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- (3) 提出書類
 - ①参加申込書【様式1】（押印必要）
 - ②法人に関する調書【様式2】
 - ③委任状【様式3】（本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合）

(4) その他

参加申込書を提出した者のうち、参加資格を満たしていないと判断した場合、個別に通知を行う。

(5) 提出先

「18 担当部署及び問い合わせ先」を参照。

9 質問回答

本業務の企画提案及び手続に疑義がある場合は、次のとおり期間を設けて質問を受け付け、後日回答する。

(1) 質問方法

電子メール「【様式4】 質問・回答書」Wordデータを添付)

- ・メール件名は次のとおりとする。

「【質問・回答書提出】令和7年度 倉敷市婚活支援事業企画及び運営業務」

- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
- ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

(2) 質問締切

令和7年4月4日（金）17時15分

(3) 回答方法

提出された質問は、回答日までに全参加者へメールで回答し、敷市公式ホームページ内に掲載する。ただし、質問内容によっては、回答しない場合がある。

(4) 回答日

令和7年4月8日（火）

(5) その他

質問事項に対する回答をもって、本実施要領等の補正をしたものとする。

10 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者のうち、プレゼンテーション審査会（以下「審査会」という。）への参加を希望する場合、次のとおり企画提案書等の提出すること。

なお、提出書類は、漏れの無いよう全て揃えて提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月28日（月）17時15分まで（必着）

提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れたことが証明された場合は受け付ける。

(2) 提出方法

持参もしくは郵送（メールでの提出は不可）

(3) 提出書類

①企画提案書の提出について【様式5】

②企画提案書【任意様式】

③会社概要（パンフレット可）

④予定責任者の経歴等調書【様式6】

⑤本業務に関する見積書【様式7】

- ・委託料の上限額を超える見積書を提出したものは選定しない。
- ・提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合には、選定しないことがある。

⑥見積書内訳明細書【任意様式】

- ・提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量等を含む）がわかるように作成すること。

※提出する提案は、1提案者につき1案とし、提出後の追加及び変更は認めない。

（4）提出部数

正本1部 副本7部（副本は、前項②～⑥を7部提出すること。）

（5）書類選考

提案者数が4を超える場合、審査会の前に書類選考を行い、審査会の対象を4以内とする場合がある。

なお、書類選考によって審査会への参加が認められない者については、個別に通知を行うものとする。

（6）提出先

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室（担当：清水）

1.1 企画提案書の作成

企画提案書の作成について、次の内容を含めたものを最低基準とする。

（1）企画提案項目

①団体名（企画提案書表紙へ記載）

②事業全体の業務実施体制（業務の取組体制図など）

※他の業者等に再委託（下請けを含む。）を予定する場合はその旨も明記する。

③過去5年間の類似する業務実績（実績がある場合のみ）

④婚活支援事業運営に関する事項

- ・業務に関する内容を表記したもの
マッチングイベントやセミナーの内容についての提案、広報・集客に関する提案、
倉敷・高梁川流域マリッジサポートセンターとの連携などについて明記。
- ・業務進行に関するスケジュール表

⑤目標値の提示

⑥その他

- ア．独自提案の概要とその提案によって期待できる効果
- イ．その他提案事項に必要と判断した項目

（2）企画提案書の規格

- ①用紙サイズは、A 4 判に両面印刷とし、縦・横の選択は自由とする。
- ②本文フォントサイズは 1 1 pt 以上とする。ただし、ルビ振りはその限りではない。
- ③企画提案書のページ数は問わない。
- ④企画提案書説明補完のために写真やイラストを使用することは可とする。

1 2 審査会

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査委員が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。また、プレゼンテーション及び質疑応答は W E B 会議システムにより実施。

(1) 日時

令和 7 年 5 月 8 日（木） ※時間は後日通知予定

(2) 所要時間

1 提案者につき 2 5 分以内とする。

（提案者からの説明 1 5 分以内、審査委員からのヒアリング 1 0 分以内）

(3) プレゼンテーション順

提案書を受理した順番とする。

(4) 使用アプリケーション

「Z o o m」（Z o o m ビデオコミュニケーションズ社製）

(5) 通信障害発生時の運用について

- ①通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。
- ②本市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開する。
通信障害等により、提案説明の続行が不可能となった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。
- ③すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等があった場合は、一時中断し通信状況が修復後に再開する。

ア．天災

イ．広域・地域的停電

ウ．プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

エ．明らかに市側の通信障害等により提案説明の続行が不可能となった場合

オ．その他、復旧後の再開が妥当であると認められた場合

（ただし、応募者側のパスワードの入力ミス、端末の不具合等、応募者の責による障害等であると認められる場合を除く。）

なお、ア、イ、エの場合を除き、当日中の復旧が困難な場合には提出済みの企画提案書をもって審査する。

(6) その他

- ①プレゼンテーションへの出席者は、2 名以内とする。
- ②プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書と同じデータのみ使用可能とする。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認ない。

③出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

1 3 評価基準及び選考方法

- (1) 本業務のプロポーザルに係る審査は、別紙「倉敷市婚活支援事業企画及び運營業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき優先交渉権者の選考を実施する。
- (2) 選考の結果、評価基準に基づく評価点（以下「評価点」という。）の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の合計が高い順に交渉を行うが、評価点の合計が満点の6割未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の協議により順位を決定する。
- (4) 参加者が1者であっても、評価点の合計が6割以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ①参加申込書を提出していない者
 - ②提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ③提案書及び見積書に虚偽の内容が記載されている者
 - ④審査会に参加しなかった者
 - ⑤審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - ⑥見積書の金額が見積限度額を超えている者

1 4 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、審査会に参加した全員へ次のとおり通知する。

- (1) 通知期日
令和7年5月9日（金）
- (2) 通知内容
 - ①通知する者の得点
 - ②その他参加者（名称の無い状態）の得点一覧
 - ③優先交渉権の有無
- (3) 通知方法
参加申請書内に記載したメールアドレスあてに通知を行う。
- (4) その他
選考結果等に関する異議等は一切受け付けない。

1 5 提出書類について

- (1) 本企画提案書等の提出物は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は、本業務に係る審査以外には使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合は、倉敷市情報公開条例に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

16 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結することとなる。ただし、その者と合意に至らない場合、辞退した場合、または13(5)の失格事項に該当することが判明した場合は、交渉権者としての順位に従い、順位の高い者から同様に交渉等を行う。
- (2) 市と本委託契約の交渉をする者は、指定する期限までに下記の書類を提出するものとする。
 - ・ 国税納税証明書
 - ・ 岡山県税納税証明書（県外の事業者の場合は、所在地の都道府県の納税証明書）
 - ・ 倉敷市税納税証明書（市外の事業者の場合は、所在地の市町村の納税証明書）
 - ・ 許認可証等の写し（行政庁の許認可等が必要な提案を行った場合）
 - ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (3) 本業務を遂行するにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議をして変更できるものとする。
- (4) 契約に際し、受託者から契約保証金を徴収する。契約保証金は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第173条により契約金額の100分の10に相当する額（算出額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り上げ）とし、受託者は、納付通知を受けた日から14日以内に納入するものとする。ただし、同規則第175条に該当するときは契約保証金を減免する場合がある。
- (5) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできないものとする。
- (6) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱う必要がある。
- (7) その他契約に関する条項は、委託契約書案によるものとする。

17 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式8】を提出すること。（メールでの提出可）
- (3) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより倉敷市が無償で使用できるものとする。

18 担当部署及び問い合わせ先

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室（本庁舎4階） 担当：松本・清水
〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地
電 話：086-426-3153
FAX：086-426-5131
E-mail：iju@city.kurashiki.okayama.jp